

## 東京医科大学医学部医学科一般入試得点操作に関する会長声明

1 平成30年8月7日、学校法人東京医科大学内部調査委員会は、調査報告書を公表し、少なくとも平成18年度一般入試以降、二次試験の小論文の採点において、女子よりも男子を優先すること及びその手法として全員の得点に係数をかけたうえで属性に応じた一定の点数を加算する得点操作を行っていたことを明らかにした。

上記調査報告書も指摘する通り、このような得点操作は、重大な女性差別的な思考に基づくものであることが明らかであり、断じて許されない。

2 本来、私立大学においては、私立学校としての自主性の尊重、大学の自治の観点から、入試における合格判定について、私立大学の自主的自律的判断に委ねられている。

しかし、東京医科大学が行った上記得点操作は、女性受験者に対し、「女性」という属性のみを理由として一律に不利益な取扱いをするものであり、憲法第14条1項が定める法の下での平等、教育基本法第4条が定める教育の機会均等の要請に明らかに反するものである。

また、上記調査報告書によると、「女性は年齢を重ねると医師としてのアクティビティが下がる」というのが上記得点操作の理由とのことである。しかし、このような考え方は、東京医科大学が、文部科学省の公募する「平成25年度女性研究者研究活動支援事業(一般型)」の実施機関に選ばれ、3年間で合計約8000万円の補助金を受けたことと矛盾する。さらには、女性の活躍を推進し、男女共同参画社会の形成を促進する国の方針に逆行するものといえる。特に、国が公表した「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月)が、科学技術・学術における男女共同参画の推進として謳っている、「研究職・技術職に進む女性を増やすべく、女子中高生、保護者、教員等における科学技術系の進路への興味関心や理解を全国的に向上させるための取組を推進し、次代を担う女性の科学技術人材を育成する。」との基本的考え方に反する。

3(1) 当会は、東京医科大学を含む医学部医学科をもつ各大学に対し、属性による差別に基づく不利益な取扱いを行っていないか、改めて実態を調査し、速やかにその結果を公表することを求めるとともに、再発防止策を講じることを求める。

(2) また、文部科学省に対しても、実態調査を行い、その結果を公表するとともに、再発防止策を講じることを求める。

平成30年9月4日に文部科学省が公表した緊急全国調査の結果によれば、過去6年間の入試では、全国の国公私立大医学部の約8割に当たる63大学で、男子の合格率が女子より高かった一方、東京医科大学以外に、女子受験生の得点操作などの不正を行っていたと回答した大学はなかったとのことであるが、更なる正確な実態の解明が望まれる。

平成30年10月19日

茨城県弁護士会

会長 星野 学